廃業等（オンライン届出）について

宅建業者が次の事由に該当することになった場合には、「廃業等届出書」を提出することが必要です（宅建業法第１１条）。

①死亡（個人免許）

②合併による消滅（法人免許）

③破産（法人又は個人免許）

④合併及び破産以外での解散（法人免許）

⑤宅建業の廃止（法人又は個人免許）

⑥法人成り（個人免許）

◇　届出は、届出事由の発生日から３０日以内に行うこととなっています。個人免許業者が死亡した場合での届出は、相続人がその事実を知った日から３０日以内となっています。なお、法人成りの場合、法人としての免許付与後、速やかに廃業等届出の提出が必要です。

◇　免許の効力は、上記①及び②の事由の場合は事実の発生日、③～⑥の場合は届出をした日に失効します。

◇　一度届出され失効した免許は、いかなる理由があっても効力は戻りません。

添　付　書　類

・　免許証原本（下記あてに郵送またはご持参により返納してください。）

(返納先)

〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎内　2F

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課　宅建業免許等受付窓口(電子申請分)

・　その他届出事由、届出者の確認ができるもの（下表参照）

【法人業者】

* 会社の商号、代表取締役、事務所の所在地の変更が発生している場合は、その経緯のわかる商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 廃業の理由 | 廃業日（免許失効日） | 届　出　人 | 添付書類（免許証原本の他） |
| 合併による消滅 | 合併による解散日 | 代表する役員であった者（元代表役員） | 消滅した会社の閉鎖謄本（閉鎖事項全部証明書）※消滅日が載ったもの |
| 破産　※ | 届出日 | 破産管財人 | 破産管財人の証明書・裁判所が発行する。・破産手続開始日時が載ったもの（載っていない場合、破産宣告書のコピーを添付） |
| 合併及び破産以外での解散 | 届出日 | 清算人 | 商業登記謄本（履歴事項全部証明）※解散日が載ったもの |
| 廃止　※ | 届出日 | 法人代表者 |  |

【個人業者】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 廃業の理由 | 廃業日（免許失効日） | 届　出　人 | 添付書類（免許証原本の他） |
| 死　　亡 | 死亡日 | 相続人 | 戸籍謄本（死亡及び相続（配偶者・親子関係）が載ったもの） |
| 破　　産 | 届出日 | 破産管財人 | 破産管財人の証明書・裁判所が発行する。・破産手続開始日時が載ったもの（載っていない場合は破産宣書のコピーを添付） |
| 廃　　止　 | 届出日 | 免許を受けた者 |  |
| 法人成り | 届出日 | 免許を受けた者 |  |